

EBPM推進委員会の運営について

令和3年10月27日  
EBPM推進委員会会長決定

「EBPM推進委員会の開催について」（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）第4項の規定に基づき、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、下記のとおり決定する。

記

1. 会議については、会議終了後議事要旨を作成し、速やかに公開する。また、会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開することを原則とする。
2. 会長は、委員会に諮った上で、会議を公開で行うことができる。
3. 会長は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。

以上